

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 7 年 8 月 6 日

今治市監査委員 木 原 盛 展

同 永 井 隆 文

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
建設部 建設政策局 道路課	令和 7 年 6 月 20 日
(監査の結果) (意見) 1 業務の継続性を図るため、技術職員の新規採用職員数確保について人事課との協議を継続しながら、取組を進められたい。 2 現在行っている業務の D X 化について、十分な効果検証を行い改善を図ることで、更なる業務効率化を推進されたい。	
(措置の内容) (意見) 1 人事課と連携して技術職員の採用制度を拡充するとともに、建設業のイメージアップや技術職員の働き方改革を推進し、採用試験受験者の増加に繋げる。 2 D X の取組について、[コスト削減]・[生産性向上]・[市民サービス向上]・[代替性]の観点から継続的に導入効果を検証するとともに、機器の改良、新たなソリューションの導入、業務手法の見直し等、業務の最適化を推進する。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
建設部 建設政策局 用地管理課	令和7年6月20日
(監査の結果) (指摘) 1 道路占用料、法定外公共用財産占用料において、納期限を8か月以上超過して納付されていたもの、現在まで未納のものがあつたので、期限内納付を徹底するとともに、やむを得ず期限を超過したものについても早期収納に向けた取組を積極的に実施するようにされたい。 2 道路掘削、占用許可において、道路占用規則に定める書類が申請時点で提出されず、工事着手までに提出することを約束する書類により許可決定していたが、工事着手後も必要書類が提出されていないものが見受けられたので、速やかに申請者に書類の提出を求めるとともに、誓約書等による許可方法についても検討するようにされたい。 3 道路掘削、占用許可において、占用料の減免適用を国道等の基準に準じて取り扱っている部分があるが、この取扱に関する市としての意思決定がされていないと見受けられるので、速やかに意思決定されたい。 4 法定外公共用財産の占用において、事務取扱要領に定める占用料の減免基準に適さないと見受けられる事例があつたので、適正に許可事務をするようにされたい。 5 法定外公共用財産の売払における申請者との売買契約において、事務取扱要領に定める売買契約書の内容に不備があつたので、適切に対応するようにされたい。 (意見) 1 前回受検時の指摘事項等の改善について、十分に対応できていないものが目立つので、改善に向けて真摯に取り組むとともに、人事異動等に際しても、これらの事務引継を適切に行い、確実に改善へと結び付けるための体制づくりが望まれる。	
(措置の内容) (指摘) 1 未納のものについては納付を確認した。納期限の周知を徹底する事で早期収納に努めるとともに、滞納者には速やかに電話にて状況確認を行う。管理表を作成し、適切な収納記録管理、督促・催告等の実施に努める。	

2 必要書類が提出されていない申請者に、誓約内容に記載している書類を速やかに提出するよう指導し、おおむね回収した。また法制担当と協議し、誓約書等による許可方法について見直しを行った。

3 占用料の減免基準について、道路法施行令第 19 条第 3 項を準用する旨を決裁した。

4 近隣自治体の状況を調査中である。調査後、事務取扱要領の見直し又は今後の方針を明記した決裁文書の作成を行う。

5 法制文書担当に相談を実施し、今治市法定外公共用財産売買契約書の改正及び今治市法定外公共用財産管理事務取扱要領の改正に向けた調査・準備を行っており、準備が整い次第速やかに改正を行いたい。

(意見)

1 これまで以上に法令等の熟知に努めるとともに、複数人で確認するなど、チェック機能を強化する。前回及び今回の監査による指摘事項については、日頃から課員が共有できるようにする。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
建設部 建設政策局 農業土木課	令和 7 年 6 月 20 日
(監査の結果) (指摘) 1 施設の維持修繕について、発注を分割する理由に合理性を欠く事例があったので、今後は適正な発注に努められたい。 2 週休日の振替及び時間外勤務代休が未取得であった職員がいたので、今後は期限までに取得できるよう、条例及び規則のとおり適正に運用されたい。 (意見) 1 排水機場の維持管理について、老朽化や後継者不足等課題が多くあるため、より良い維持管理手法を検討されたい。 また、下水道工務課所管施設（桜井及び東村排水機場）については関係課と協議し、適切な運営管理方法を検討されたい。	
(措置の内容) (指摘) 1 令和 7 年 6 月 1 日からの今治市契約規則等の改正を踏まえた事務処理を行うとともに、現場状況及び周辺関係者等と十分に協議し、一括で処理できると考えられる維持修繕については入札を行うようにすることとし、課内で周知共有するようにしました。 2 振替予定日をスケジュールに登録するなどし、振替状況を課員が把握しやすい環境を作り、協力して計画的な取得ができる環境整備を進めます。また、業務量を見直し、適切な業務量となるよう対応します。 (意見) 1 早期の雨水ポンプ場の完成については関係課と引き続き協議の中で要求をしていきます。また、協議の中で老朽化等にも触れて建て替え完了までの間の対応（農業土木課以外の職員の対応など）についても協議や予算要求などを行います。また、監視装置を増やすなどして、個人の知識やノウハウだけに頼るのではなく水位データを確認しながら対応できるような環境整備を進めていきます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
建設部 建設政策局 港湾漁港課	令和7年6月20日
(監査の結果) (指摘) 1 維持修繕料、業務委託について、分割発注が疑われるものが見受けられたので、経費節減につながるよう計画的かつ合理的な執行をされたい。 2 所管施設の防火対象物点検結果報告書に記載された不適合判定について、改善されていないものが見受けられたので、速やかに対応するようにされたい。 3 港湾施設内行為許可の手続きにおいて、許可条件に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示がされていなかったため、許可条件に教示文を追加するようにされたい。	
(措置の内容) (指摘) 1 発注業務における施工時期、施工業者、契約金額を勘案し、入札対応が必要と認められる場合は、契約規則の規定により適正に行います。 2 防火対象物点検において、消火訓練及び避難訓練が未実施となっていたものについては、実施時期及び方法を検討し、実施に移ります。また防災仕様になっていないものは原則として撤去し、どうしても必要な場合には防災対応のものに交換します。 3 今後は許可条件の中に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示文を追加するように改めました。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
建設部 都市政策局 都市政策課	令和 7 年 6 月 20 日
(監査の結果) (意見) 1 平成 22 年度に開始した旧今治市域の地籍調査の進捗率は 9.3%に止まっているため、国の推進施策等を活用し、また、効率的な調査方法を研究する等、地籍調査の進捗率を向上させるよう努められたい。 2 公開型 GIS について、システムの効果的な活用方法を検証し、利用数のさらなる増加に努められたい。	
(措置の内容) (意見) 1 平成 22 年から実施している DID 地区は、1 筆あたりの面積が小さく、筆数も多いことから調査・測量等の費用や労力が膨大となります。進捗向上のため、引続き予算・人員の確保を行いながら、交付金等の内示率の高い補助を取得できるよう他事業との連携を図るなど、事業の進捗向上に努めてまいります。 2 本サービス開始から半年が経過したことから、今までのアクセスログやアンケート結果より課題点を洗い出し、半年点検報告書を関係各課と共有することにより課題点解決に向けて改善を図ってまいります。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
建設部 都市政策局 建築住宅課	令和7年6月20日
(監査の結果) (指摘) 1 施設の維持修繕について、発注を分割する理由に合理性を欠く事例があったので、今後は適正な発注に努められたい。 (意見) 1 技術職員（特に有資格者）の育成や技術の継承は重要な課題である。計画的な職員採用や技術職員の配置について人事課と協議し、また資格取得の奨励についても方策を検討し、技術が途絶えることの無いよう努められたい。 2 四村団地7号棟について、子育て世代の入居を含めたあり方の検討を進められたい。 3 建築確認申請のオンライン化について、システムの効果的な活用方法を検証し、市・利用者双方の利便性向上に努められたい。 4 家具転倒防止等推進事業及び感震ブレーカー設置推進事業について、周知の方法を工夫し、申請件数の増加に努められたい。	
(措置の内容) (指摘) 1 今回、実施しました2回の修繕は、故意に分割発注を行ったものではなく、その都度、対応しなければならない空家の修繕箇所があったものであります。しかし、事前調査が不十分であったことが原因で、結果として分割発注を疑われる契約となっているため、同様の修繕があった場合は、事前調査を通じて、一括発注の方が有利な場合があるかどうかを十分に検討し適正な発注を行います。また、起案時には、「業務発注リスト」を添付し、組織的に確認・チェックできる体制を構築します。 (意見) 1 技術継承のため、若手職員に対する勉強会を開催する等育成に努め、職員採用や人員の適正な配置については人事課と継続して協議を行います。また資格取得の奨励方策については、他市の取り組み等情報を収集し、人事課と共に資格取	

得の負担軽減策を検討します。

- 2 四村団地全体の状況を分析し、子育て世代、若者世代の入居を含めたあり方の検討をします。
- 3 建築確認申請のオンライン化について、手続き上の問題点等を把握し、令和8年度に運用開始できるよう、準備を進めてまいります。
- 4 希望する小学校での地震対策講座を行い子育て世帯へ補助金の周知を行うほか、市営住宅の収入申告の際にチラシを配布し、入居者に対して補助金の利用を促進します。また、希望者については戸別訪問を実施し補助金の周知を行います。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
建設部 都市政策局 公園緑地課	令和7年6月20日
(監査の結果) (指摘) 1 土木費国庫補助金及び土木費県補助金に係る調定事務において、交付決定通知書を収受した日をもって調定を行うべきところ、額の確定をもって調定を行っていたので、今後は適正に事務処理されたい。また、調定額については確定額（入金分）だけでなく繰越額を含めた交付決定額総額とされたい。 2 施設の維持修繕等について、発注を分割する理由に合理性を欠く事例があったので、今後は適正な発注に努められたい。 (意見) 1 長期間使用禁止となっている公園遊具施設について、計画的な改修に努められたい。	
(措置の内容) (指摘) 1 土木費国庫補助金に係る調定事務においては、令和7年度の交付決定通知書を収受した日をもって調定を行いました。今後も、交付決定通知書を収受した日をもって調定を行うとともに、繰越額を含めた交付決定額総額を調定額とし、適正に事務処理を行います。 具体的には、補助事業担当者が交付決定通知書を収受後、庶務係担当者が速やかに調定を行う確認体制となるよう手順を見直しました。 2 施設の維持修繕等については、発注前に該当箇所周辺の施設の状況の点検も行い、修繕等の箇所の精査を行います。特に、苦情や要望等により施設の維持修繕等を早急に行う必要が生じた際にも、同様の点検及び精査を行った上で、適正な発注に努めます。 (意見) 1 老朽化した遊具の計画的な更新を行うとともに、部分的な修繕も実施し、計画的な改修に努めます。	